2 記入のポイント 保存活用計画書(1/4)

※赤字は記入例です。

保　存　活　用　計　画　書

景観資産の名称	○○地域かやぶき民家のある景観
申　請　者	○○市 ×× 町内会

代表写真

1　位置及び範囲

【位置】

【登録範囲と範囲設定の考え方】

対象とする景観は、○○○○○○○○○○
登録範囲は、○○の理由から、○○とします。

地図

point 05
地域が限定でき、景観がイメージできるネーミングを

point 06
代表写真を２枚添付してください

point 07
登録する範囲の設定は、視覚的な一体性や周辺との関係から決めることが大事です

point 08
登録する区域（視点場、主対象、対象場など）を適当な縮尺の地図上で表示します（地形図、住宅地図、航空写真など）

保存活用計画書チェックポイント ❶

景観資産の登録範囲の考え方

「景観」は「眺める人（視点）」と「眺める対象（視対象）」から成り立っています。
登録提案に当たっては、登録範囲を明らかにしていただく必要がありますが、範囲の設定については、次の考え方を参考にしてください。

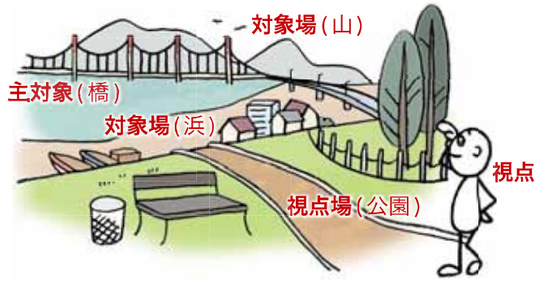

視　点	景観を眺める人の位置
視点場	景観を眺める人が存在する空間
主対象	対象場の中で、その景観の性格を規定し、ほかの対象を景観的に支配している対象（群）
対象場	眺めている対象群から視点場と主対象を除いたすべての対象

※『景観用語辞典』参考

1. 視点場が限定される場合

山頂からの眺め、展望台からの眺めなど視点場が限定される場合

範囲の書き方

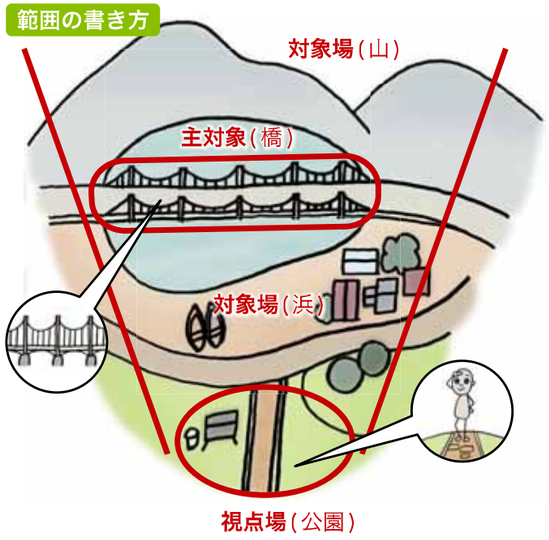

視点場	場所を表示（点● 又は線◯）
主対象	明確な場合のみ表示（点● 又は線◯）
対象場	明確な場合は、眺望範囲を表示（＜）

2. 視点場が限定されない場合

2-1. 対象場が明確である場合

範囲の書き方

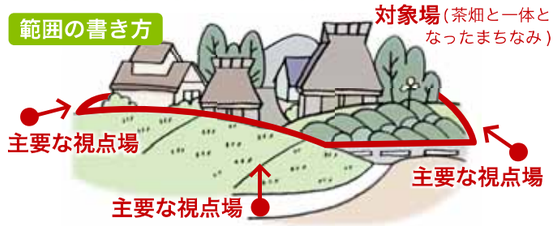

対象場	線◯で区域を表示 主要な視点場があれば、●→で表示

2-2. 主対象のみ明確である場合

範囲の書き方

主対象	線◯で区域を表示 主要な視点場があれば、●→で表示